

2016年12月9日

金融担当大臣
麻生 太郎 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

アベノミクスは、大企業に大きな利益をもたらしましたが、その恩恵は地方や中小商工業者にまわらず、依然として厳しい状況にあり、地域金融機関が果たす役割は、ますます大きいものとなっています。

地域の金融円滑化が求められている中で、マイナス金利政策もあり、金利競争激化による利ざや縮小など本業で利益が出ず、収益力強化のため、投資信託など金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関はますます増えています。ノルマ・目標を課しての営業推進により、お客様のニーズより目標達成が優先され、苦情・トラブルの要因となっています。また職員はその負担により、精神的疾患（うつ病など）に罹患し、長期休職や離職が後を絶たず、過労死・過労自殺をする職員も出るほど職場の実態は悪化しています。貴庁が10月に発表した平成28事務年度・金融行政方針で、過度なノルマの監視を強めるとしていますが、その実効性は定かではありません。

私たちは、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、次の通り要請いたします。

記

1. 中小企業への金融円滑化に努め、新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に対応するよう指導を徹底し、中小企業の経営改善計画策定支援などコンサルタント機能を発揮するよう指導すること。
また金融機関に対する検査・監督についても、引き続き、収益性・効率性だけではなく地域への再投資・地域貢献度で評価し、条件変更の申込及び実行状況を各金融機関に開示させるとともに、全体の状況を金融庁は発表すること。
2. 金融リスク商品の販売について、説明義務および適合性原則の遵守と、信用失墜と労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながるノルマ販売を行わないよう徹底指導すること。
3. 監督官庁として、全ての金融の職場からいじめや人権侵害、パワハラ・セクハラをなくすよう指導を強化すること。
4. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。
5. 個人情報漏洩につながる業務用携帯電話の勤務終了後の持ち出しを全面禁止するよう、緊急に金融機関を指導するとともに、顧客等との癒着にもつながる個人の携帯電話の業務使用を禁止するよう、合わせて指導されること。
6. 金融機関を監督する立場から、渡島信金、メットライフ、大阪シティ信金、大同信組など、多発する労使紛争を全ての金融機関からなくすよう、各金融機関に対し指導すること。
7. 貴庁が公益通報を無視し、経営者による不正融資を放置してきたことに端を発した旧武生信金における解雇事件を早急に解決するよう指導すること。

以 上